



～なぜ遺言書が必要なのか!～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



遺言書というと、「縁起でもない」、「まだ元気だから大丈夫」とか「たいした財産はないので大丈夫だ」と考える方がたくさんおられます。しかし、遺言を作成しないまま亡くなってしまうと相続人に大きな負担をかける可能性があります。また、いざ遺言を作成しようと思っても、認知症を発症してしまう等、生前であっても有効に遺言が作成できなくなってしまう可能性もあります。

1. 遺族間の紛争の予防

遺言書が無い場合、遺産をどう分けるかについては相続人同士の話し合いで決める必要があります。相続人が子3人だとすると、3人が平等に3等分ずつ遺産を相続する権利があります。3等分というと平等のように感じますが、そのうちの一人が長年介護していたというような事情があったとしたら、そうした事情を考慮せずに3等分するのは実質的に平等といえるでしょうか。介護をした子どもは納得しない可能性も十分考えられます。また、遺産のほとんどが家や土地といった不動産である場合には、3等分するのは事実上不可能で、話し合いでなかなか話がまとまりません。遺言書により事情に配慮した遺産の分け方を指定しておくことで、遺族間の無用な争いを避けることができます。

2. 財産を渡したい人に確実に渡るようにする

遺言書を作成しない場合、遺産は法定相続人に自動的に渡ります。法定相続人以外で、遺産の一部を渡したい人がいるような場合には、その旨を記載した遺言書の作成が必須となります。例えば、孫、長年同居で世話をしてくれた長男の嫁、身内ではないが特に世話をになった人にも渡したいという場合などが考えられます。

3. 相続手続きの負担軽減

遺言書を作成しない場合、相続が発生したときの手続きが増えたり複雑になったりして、遺族の物理的・精神的負担が非常に大きくなります。例えば、預金口座から遺族の方が預金を引き出そうとした時に、遺言書がある場合には無い場合と比べてスムーズに引出せることができます。また、遺言書が無ければ遺産をどう分けるかについては相続人同士の話し合いで決めるしかありませんが、話し合いで決着をつけるのは思いのほか労力がかかり、精神的な疲労も相当なものです。遺言書があれば、話し合いの負担が軽減され、あるいは話し合いそのものをしてことなく、遺産相続の手続きに入ることができます。遺族にとってはとても助かるになります。

4. 相続税対策

相続税の対策としても有効になります。もし遺言書を作成せず相続人間で紛争となり遺産分割の協議がまとまらない場合には、相続税が軽減される特例の適用を受けることができません。

5. 「思い」を残す

遺言書には遺産分割に関する事項のほか、「付言事項」として自分の「思い」を残すことができます。付言事項には法的な効力はありませんが、自分の気持ちを書き残しておくことは遺族同士の円満な関係を維持するために非常に効果的です。

遺言書は、病気になってから、事故になってから、死期が近づいてから作成するというものではありません。一度、遺言書を作成したとしても、自分を取り巻く環境、生活状況や経済状況などの変化、自分の気持ちの変化があった場合には、いつでも書き直すこともできます。元気でしっかりと判断能力があるうちに作成しておくのが望ましいといえます。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp